



足許の電力制限について

～今回の電力制限の経緯、政府が取っている主な対応策

リサーチ&アドバイザー一部

メイントピックス..... 2

足許の電力制限について～今回の電力制限の経緯、政府が取っている主な対応策..... 2

- 9 月以降、中国では複数の地域で電力制限措置が取られており、該当地域の工業生産や市民生活に支障が出ている。報道によると、2021 年 10 月 8 日現在、既に天津市、江蘇省、山東省、広東省、雲南省、青海省、新疆ウイグル自治区、内モンゴル自治区、貴州省、広西チワン族自治区、寧夏回族自治区、四川省、河南省、重慶市が電力制限に関する通達が出されており、中国全土に拡大する趨勢がある。
- 中国は 2000 年代以降、今回を除いて大規模な電力制限は 5 回ほどあったが、経済への影響は主として、①工業生産高の急減を代表する供給サイドへのダメージ、②電力を多く使用する産業の生産者物価上昇が挙げられる。実際、直近の報道によると、今回の電力制限は既に自動車、電子機械、製紙、化学製品、生活用品(玩具等)といった広範囲な減産をもたらしており、年末の国内商戦や輸出増加に暗雲をかけている。一部の現地エコノミストは既に電力不足によるインフレ発生や経済減速へのリスクを言及し、中国経済に対する新たなスタグフレーションショックが発生するのではないかとの見方もある。
- 2021 年 7 月 7 日付の経済週報第 508 期では、「中国の電力需給と電力市場化改革～電力の商品属性を考慮し、中長期的には電気価格の上昇が見込まれる」を題に発刊し、電力分野の市場化の必要性を訴えたとともに、電気価格の上昇を予想していた。後述する通り、今回の電力不足の一因として、石炭火力発電メーカーは石炭価格の高騰と電気価格の上限抑制の間に生じたミスマッチ(逆ザヤ)を受け、自らフル稼働を放棄することも挙げられ、また、現時点では既に一部地域が工業向け電気価格の値上げを開始しており、概ね上記週報の結論の通りとなった。本稿では、中国の電力市場に焦点を当てて、今回の電力制限の経緯と政府の対策、並びに今後の見通しを分析する。

君合の中国法..... 9

「個人情報保護法」下における従業員のプライバシー保護..... 9

- 新たな「個人情報保護法」が正式に 2021 年 11 月 1 日に施行される予定である。従業員の個人情報の合理的な使用と従業員のプライバシーの保護をいかに両立させるかという問題は、使用者にとって実務面において注目に値する。本稿においては、「個人情報保護法」下における従業員のプライバシー保護という観点から、関連するポイントを紹介する。

人事労務コンサルティング情報/中智上海..... 12

2021 年日系企業における福利厚生マネジメント～..... 12

- 中智コンサルではこの度、「2021 年日系企業における福利厚生マネジメント戦略及び福利厚生マネジメントの差異化についてのトレンド調査報告」を発表致しました。本日は当該調査報告の中から、注目のデータを共有させていただきます。

規制動向..... 15

国務院常務会議 平穏な経済発展を保つため、電力や石炭の供給を手配..... 15

国家発展改革委経済運営調節局 「この冬から来年の春までのエネルギー確保」をテーマとする記者会見... 15

天津市カーボンピークアウト・カーボンニュートラル促進条例..... 16

コラム..... 17

2021 IQVIA 医薬業界サミット@ 上海(9 月 16 日)..... 17

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 10 月)..... 18

メインピックス

足許の電力制限について～今回の電力制限の経緯、政府が取っている主な対応策

9月以降、中国では複数の地域で電力制限措置が取られており、該当地域の工業生産や市民生活に支障が出ている。報道によると、2021年10月8日現在、既に天津市、江蘇省、山東省、広東省、雲南省、青海省、新疆ウイグル自治区、内モンゴル自治区、貴州省、広西チワン族自治区、寧夏回族自治区、四川省、河南省、重慶市が電力制限に関する通達が出されており、中国全土に拡大する趨勢がある。

中国は2000年代以降、今回を除いて大規模な電力制限は5回ほどあったが、経済への影響は主として、①工業生産高の急減を代表する供給サイドへのダメージ、②電力を多く使用する産業の生産者物価上昇が挙げられる。実際、直近の報道によると、今回の電力制限は既に自動車、電子機械、製紙、化学製品、生活用品(玩具等)といった広範囲な減産をもたらしており、年末の国内商戦や輸出増加に暗雲をかけている。一部の現地エコノミストは既に電力不足によるインフレ発生や経済減速へのリスクを言及し、中国経済に対する新たなスタグフレーション¹ショックが発生するのではないかとの見方もある。

2021年7月7日付の経済週報第508期では、「中国の電力需給と電力市場化改革～電力の商品属性を考慮し、中長期的には電気価格の上昇が見込まれる」を題に発刊し、電力分野の市場化の必要性を訴えたとともに、電気価格の上昇を予想していた。後述する通り、今回の電力不足の一因として、石炭火力発電メーカーは石炭価格の高騰と電気価格の上限抑制の間に生じたミスマッチ(逆ザヤ)を受け、自らフル稼働を放棄することも挙げられ、また、現時点では既に一部地域が工業向け電気価格の値上げを開始しており、概ね上記週報の結論の通りとなった。本稿では、中国の電力市場に焦点を当てて、今回の電力制限の経緯と政府の対策、並びに今後の見通しを分析する。

I. 今回の電力制限の経緯—起因と影響範囲

2000年代以降の主要な電力不足の時期

2000年代に入ってから、急速な工業化に伴い、中国国内では大規模な電力不足は何回も発生した。図表1に示した通り、とりわけ2008年1月に湖北省、湖南省、江蘇省、上海市を中心に発生した大規模な電力不足を受け、化学原料の黄リンと電石(エレクトレット)、石炭関連製品のPVC(ポリ塩化ビニル)、建築材料の鉄筋とセメントは何れも大幅な値上がりが見込まれた。また、2010年8月に発生した浙江省、河北省、山東省、山西省、広東省、四川省、江蘇省を中心とした大規模な電力不足は、結局河北省と浙江省の工業生産高の前年同期比をそれぞれ5.6ポイントと3.6ポイント押し下げたとともに、価格面では、セメント、電石、PVC、尿素、亜鉛、黄リン、鉄筋価格の上昇幅は何れも前年比+15%を超えており、その後のPPI上昇をもたらしていた。

このように、電力制限は今回初めて発生したことではなく、中国では天候、工業生産側の受注状況、並びに電力インフラ状況や関連原材料の価格変動、関連政策により発生するものと言える。

¹スタグフレーションとは、景気が後退していく中でインフレーション(インフレ、物価上昇)が同時進行する現象を指す。

図表1 主要な電力不足の時期一覧

時期	地域	主な措置	影響範囲	発生原因
2003年8月	湖南、浙江等20省 余り	湖南 :49の重点優先電力供給先を除いて、全ての企業と一般民生用向けに「開三停一」(操業3日間で1日間=24時間休業)を実施 浙江省杭州市 :全ての広告用看板やネオンサイン等の使用を禁止	・鉄筋価格 +17.1%	・WTO加盟後の対外輸出用生産量が急増 ・送電網の送配電能力不足
2008年1月	湖北、湖南、四川、 重慶、江西、山西、 陝西、河南、上海、 江蘇等13省	河南省 :省政府所在地の鄭州市の電力需要を全力で維持し、その他地域では電力使用を制限 湖北省隨州市 :朝晩ラッシュ時において、高エネルギー消費企業や一部地域の10kV送電線を対象に電力使用を制限	・黄リン価格 +51% ・電石価格 +39.3% ・PVC価格 +29.7% ・鉄筋価格 +23.9% ・セメント価格 +15.2%	・中国南部地域を中心に大規模な自然災害(大雪、凍害)
2010年8月	浙江、河北、山東、 山西、広東、四川、 江蘇等	河北省唐山市 :管内30社の鉄鋼メーカーの8~12月の累計生産量(合計)は356万吨以内に圧縮 浙江省、江蘇省、山西省等 :鉄鋼メーカーを対象に電力使用制限または計画停電を実施	・浙江省、河北省の工業生産高前年同月比はそれぞれ+17.2%と+14.6%から+13.6%と9%まで低下 ・セメント価格 +63.8% ・電石価格 +29.8% ・PVC価格 +27% ・尿素価格 +22.7% ・亜鉛価格 +18.3% ・黄リン価格 +17.9% ・鉄筋価格 +15.3%	・中国内陸部地域を中心に大規模な自然災害(大雪、凍害) ・第11次五カ年計画の最終年のため、一部地域ではエネルギー消費強度の目標達成が迫られ、5月より計画停電を開始(10月に基本的に計画停電が止められた)。
2011年1月 2011年7月	重慶、湖南、安徽、 浙江、貴州、広東、 湖南、江西、青海、 寧夏等24省	重慶省、湖南省、安徽省等 :電力使用制限または計画停電 浙江省、貴州省、広東省、湖南省、江西省等 :ラッシュ時電力使用制限	-	・石炭供給不足による火力発電量が減少(1月) ・降水不足による南方電網管内水力発電量が減少(7月)
2020年12月	湖南、江西、浙江、 内モンゴル	湖南省長沙市 :10時30分から12時まで、16時30分から20時20分までの間に電力使用制限を実施し、エアコン使用温度上限を20℃とし、不要不急の電力使用を避ける 浙江省 :省レベルの行政機関を対象に気温が3℃を下回らないとエアコン等の暖房器具を利用してはならず、かつ利用後の最高気温は16℃と設定 江西省 :ラッシュ時に計画停電、秩序ある電力供給を実施	・浙江省の工業生産高前年同月比は小幅に減速 ・石炭価格 +46.2%	・11月の輸出向け注文(コロナ関連)は前年同月比+21.1%と歴史的な高位となり、電力需要が急増 ・12月12日の気候サミットにて中国政府が『パリ協定』への実践者として、2030年の単位GDP当たり二酸化炭素排出量を2005年より65%削減すると明言し、地方政府が目標達成に向けて火力発電に制限

(出所)各種報道より MUFG バンク(China)作成

今回の電力制限の影響範囲

国家統計局によると、1~8月の国内発電量は5兆3,900億kWhで、前年同期比+11.3%と伸びたが、8月単月の電力生産の伸びは明らかに落ち込んだ。そのうち、火力発電は僅か+0.3%の伸びで、水力発電は▲4.7%と減少した。中国電力企業連合会が7月に発表した報告書では既に下期の電力需給の逼迫は昨年以上との結論が出されており、具体的には、「1月は寒波などの悪天候の影響を受け、江蘇省、浙江省、安徽省などで電力不足が発生し、第2四半期は内モンゴル自治区西部、広東省、雲南省、広西チワン族自治区などで電力制限措置が取られており、とりわけ広東省、雲南省の電力供給が厳しい。(中略)下半期には全国の電力需給について大まかにバランスが取られると予想するが、電力需給の緊迫さは前年より増す見通し」と下期に電力不足の可能性を言及した。

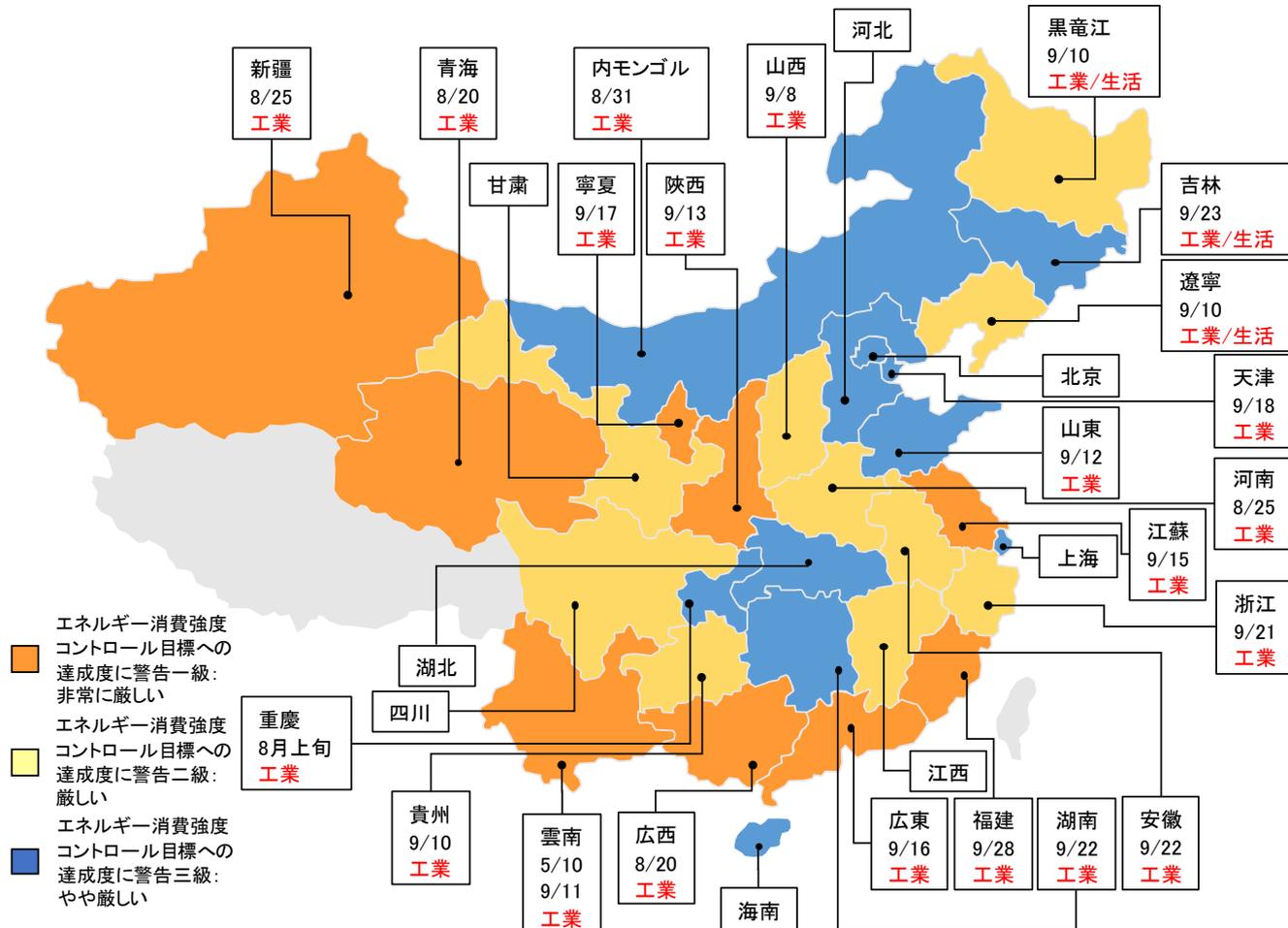
実際、今回の電力制限の発端は9月中旬にあり、中秋節(9月21日)連休以降にその影響範囲は急速に拡大しており、10月8日現在の制限または一部制限の地域は図表2の通り、チベット自治区、河北省、甘肅省、湖北省、四川省、北京市、上海市、江西省、海南省を除いて22の省に広がっている。日本貿易振興機構(ジェトロ)のまとめによると、江蘇省、広東省、浙江省など複数の省において9月中旬以降、電力制限措置が取られており、日系企業の生産活動にも影響が出ている。

また、電力需給が逼迫しているため、工業企業の電力制限が実施されることだけでなく、一部の地域の一般生活向け電力使用にも影響を及ぼしている。一部沿海地域でエネルギー事情が厳しい地域では、エアコ

ンの利用をコントロールし、照明用電気を最適化するように求められている。さらに、東北地域では、予告なしに停電する事案が最近多発し、一部の地域ではエレベーターが停止し、信号機が機能せず、引いては断水を引き起こした事例も報道された。

図表2 電力制限の対象地域

(日付は発表日、工業は工業用電力使用向けの制限、生活は生活用電力使用向けの制限)



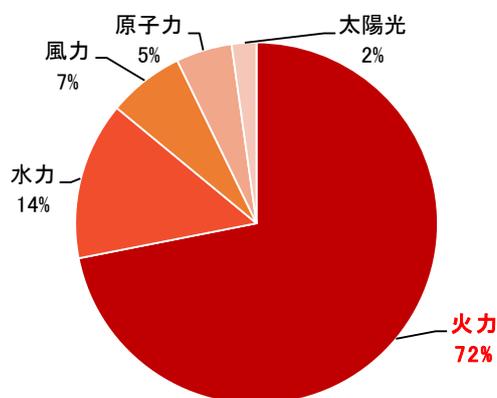
(出所)各種報道より MUFG バンク(China)作成
注:チベットと中国台湾は統計データがない

今回の電力制限をもたらす原因

中国の発電構造について、国家統計局が9月に発表した最新データによると、火力発電は全体の71.9%を占め、最大の割合となる。その次に水力発電(14.1%)、風力発電(6.8%)、原子力発電(5%)、太陽光発電(2.2%)の順に並べている(図表3)。今回の電力不足も主に火力発電の需給逼迫に起因するもので、現時点で考えられる原因として、①発電用石炭の供給不足と価格上昇による石炭火力発電減少、②一部地域での環境規制強化によるエネルギー関連企業の減産、③石炭価格と石炭火力発電メーカーの売電価格が連動しないことが挙げられよう。

国内の電力安定供給の主力を担う石炭は当面、需給状況が厳しくなりつつあり、価格高騰が続いている。動力炭先物の契約価格はすでに1,300元/トンの大台を突破し、実際の市場価格は約1,600~1,700元/トンとなっており、年初来上げ幅は300%前後に達した(図表4)。国家統計局によると、今年1~8月に国内の石炭生産量は

図表3 中国の発電構造

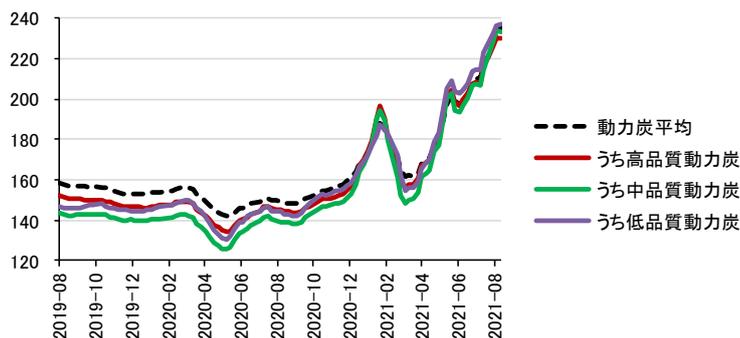


(出所)WIND より MUFG バンク(China)作成

26億トンで、前年同期比+4.4%となったが、単月で見ると、3月から国内の石炭の月間生産量は下落傾向に転じており、国内石炭の生産稼働率を拡大する余地も小さい。また、輸入石炭の増分もオーストラリアとの関係悪化の影響を受け、大きく改善することが困難とみられる。

電力需給を逼迫する要因として、電気価格は政府による指導を受けており、需給関係により変動することはできないことが挙げられる。また、電力使用者の企業側にとっては、電気価格の上昇は経営負担の増加にもつながるため、企業負担軽減を目的に、工業向け電気価格はこれまで低い水準で推移している(図表5)。高騰した石炭価格により火力発電所は赤字経営に陥り、当面火力発電メーカーの発電意欲は非常に低いことが発電量の減少に大きく関係している。

図表4 発電用石炭(動力炭)の価格指数



(出所)WIND より MUFG バンク(China) 作成

図表5 PPI(電力)の動き



(出所)WIND より MUFG バンク(China) 作成

現在国内で推進されている「ダブルコントロール(エネルギー消費強度の低減と消費総量²コントロール)」は電力制限に直結するため、足許各メディアでの露出度が高い。国家発展改革委員会は8月12日、地域別のダブルコントロール目標の達成状況を発表し、青海省、寧夏回族自治区、広西チワン族自治区、広東省、福建省、雲南省はエネルギー消費強度と消費総量の両方で「警告一級(非常に厳しい)」とランクされ、今後環境政策面では一層の規制強化が予想される(図表6)。

しかし一方では、筆者は複数の政策関係者や電力専門家に意見交換をしたところ、「ダブルコントロール」は各地の電力制限の主要原因ではないとの認識が多かった。その理由について、①ダブルコントロールの対象は主に一部の高い環境負荷の業種に限られており、全般的な電力制限を引き起こすことはないこと、②ダブルコントロールはこれまで五カ年計画の最終年度に圧力を強める傾向があり、今年は第14次五カ年計画の初年度でもあるため、政策の力で一気に5年先の目標を達成することは考えにくいことが挙げられる。実際、遼寧省、吉林省、黒竜江省の状況をみると、工業・生活用の電力使用量が増加したことに、石炭火力発電量と新エネルギー発電量のダブル不足が加えられ、また、暖房シーズンが始まる前に石炭全般(動力炭のみならず)の備蓄開始による需給逼迫の影響もあり、結果的に現在の電力制限をもたらしたのである。そのため、政策的な要因はもちろんあるが、石炭市場全体の需給バランスが回復しない限り、今後も石炭と電力の需給が依然として厳しい状況が続くであろう。

なお、電力制限による生産制限は一部の業界で常に発生しており、そのため今回の電力制限に対して敏感でない業種もある。その一例として、鉄鋼業では、上期に比較的突進的な生産規模の拡大を経験したため、生産量のコントロール圧力が増大し、7月から多くのメーカーが生産規模の制限を実施してきた。セメントやガラス等の建材類については、環境保護、エネルギー負荷削減のため、生産制限が長期にわたり実行されてきており、今回の電力制限による影響は比較的小さく抑えられる可能性もある。

² エネルギー消費強度とは、単位GDPあたりのエネルギー消費量を指し、低ければ低いほど、エネルギーの使用効率は高く、環境に優しいとみられる。

図表6 地域別ダブルコントロールの達成状況

(×は非常に厳しい、○は厳しい、●はやや厳しい)

	2020年9月		2021年3月		2021年6月	
	エネルギー消費強度	エネルギー消費総量コントロール目標	エネルギー消費強度	エネルギー消費総量コントロール目標	エネルギー消費強度	エネルギー消費総量コントロール目標
青海	●	●	×	○	×	×
寧夏	×	×	×	○	×	×
広西	×	●	×	×	×	×
広東	×	○	×	×	×	×
福建	●	●	○	○	×	×
新疆	○	●	×	●	×	○
雲南	●	×	×	×	×	×
陝西	○	●	○	●	×	○
江蘇	●	●	○	×	×	×
浙江	×	×	×	×	○	○
河南	●	●	○	●	○	●
甘肅	●	●	○	●	○	○
四川	●	●	○	●	○	○
安徽	○	×	○	○	○	●
貴州	●	●	○	○	○	○
山西	●	●	○	●	○	○
黒竜江	×	●	○	●	○	○
遼寧	×	●	○	●	○	○
江西	○	●	○	○	○	○
上海	●	●	●	●	●	●
重慶	●	●	●	●	●	●
北京	●	●	●	●	●	●
天津	●	●	●	●	●	●
湖南	●	●	○	○	●	○
山東	●	●	○	○	●	○
吉林	●	●	○	○	●	○
海南	×	●	○	○	●	○
湖北	●	●	○	×	●	×
河北	●	●	○	○	●	○
内モンゴル	×	×	●	●	●	●

(出所)各種報道より MUFG バンク(China)作成

II. 政府が取っている主な対応策

エネルギー全般の安定回復について

10月8日に開いた国務院常務会議では、今冬と来春の電力と石炭供給を巡って、以下の6点の主要措置を発表した。

- (1) 民生優先を堅持し、民衆の生活と冬季暖房用エネルギーを保障し、発電熱供給用石炭、特に東北地区の冬季用石炭を確保する。
- (2) 安全な生産を確保することを前提として、増産の可能性がある炭鉱の生産能力を早期に放出し、認可済みで、かつ基本的に生産設備が整った露天炭鉱の生産開始を急ぐ。
- (3) 石炭・電力企業の困難を解決し、段階的な税収の納付猶予策を実施し、金融機関が石炭・電力企業の石炭購入等の合理的な融資需要を保障するよう誘導する。
- (4) 秩序良く石炭発電量を電力市場で取引させる。地方が中小企業や個人事業者の電力使用に対して段階的な優遇政策を実行することを奨励する。
- (5) ゴビと砂漠地帯における大型風力発電・太陽光発電所の建設を加速し、応急予備用とピーク調整用の電源建設を加速する。
- (6) 各地は所属地の管理責任を実行し、秩序ある電力使用管理を徹底し、「一刀切(万遍なく全ての電力使用を停止する)」的な生産停止や「運動式(キャンペーン式)」的なCO2削減活動を是正し、無為無策に反対する。

石炭の安定供給について

ローター通信社によると、国家発展改革委員会は6月18日、市場監督当局と共同で石炭価格の調査を開始し、投機や退蔵を取り締まる方針を示した。その後の7月17日、夏季の石炭ハイシーズンにおける供給能力を強化するよう各地方の発展改革委員会や経済情報化委員会、能源局、石炭生産、物流関連各社向け

に通達を出した。具体的には、①各原炭生産地域の安定生産を維持する。②山西・陝西・内モンゴルをはじめとする重点石炭生産地を対象に高品質動力炭の生産能力を高め、生産と供給のダブル増加を実現する。③高品質動力炭の採掘企業の新規設立手続きを簡便化し、機械化レベルが高く、安全性の高い炭鉱の生産能力拡大を促進するとした。更に 9 月 29 日に、中国国家鉄道集団と連名で、『発電企業と暖房供給企業における石炭中長期契約のカバー率全数達成と鉄道輸送能力の確保に関する工作の通知』を発表し、石炭取引の長期契約と輸送コストの削減による火力発電メーカーに対する経営負担軽減を強調した。

地方政府レベルでは、遼寧省発展改革委員会は瀋陽北方石炭市場有限公司等の 13 社の石炭関連企業を招集し、省レベルの応急石炭備蓄基地を設立した。山西省政府は 9 月 29 日、第 4 四半期石炭中長期取引契約の集団調印式を行い、山西における中央レベル石炭企業は天津市、福建省、河北省、広東省、遼寧省に、晋能集団は広西チワン族自治区、江蘇省、吉林省、安徽省、上海市、浙江省に、山西焦煤集団は河南省に、華陽新材料集団は海南省に、潞安化工集団は山東省にそれぞれ専用な供給枠を設けるようになっている。

電力供給安定化と電気価格の上限緩和について

国家発展改革委員会は 9 月 29 日、国内の電力制限の状況を踏まえ、民生用と重要な工業企業向け電力供給を確保し、予告せずに停電することを禁止すると発表した。また市場価格面での安定を維持するためには、中国銀行保険監督管理委員会(CBIRC)は 10 月 5 日、『石炭火力発電産業の正常な生産と商品の秩序ある市場流通を保ち、経済運営の安定性を維持する諸事項に関する通知』を発表し、「石炭火力発電、鉄鋼、非鉄金属等の産業分野の合理的な融資需要を満たす」としたうえで、「銀行・保険業の資金を石炭、鉄鋼、非鉄金属を始めとするコモディティを対象とする投機活動に流用することを厳禁し、融資条件に適合する石炭火力発電、石炭採掘業企業の融資を無断に停止・中止してはならない」と強調している。

電気価格について、先述した経済週報第 508 期において、ネットユーザーからの「住民用電力の段階的価格制度をより整備し、都市・農村の住民がより多くのクリーンな電力資源を利用するよう奨励することを提案する」というコメントに対する国家発展改革委員会の回答、電気価格の市場化改革を取り上げた。工業向け電気価格については、基本的に段階的な価格制度が整備されているものの、高い電力需要のある企業や産業に対する値上げ幅は限定され、電力資源の希少性に応じた価格設定ができないとの指摘がしばしばある。

今回の国務院常務委員会では、石炭火力発電の電気価格の市場メカニズムを改善することを明確に提出した。具体的には、秩序よく住民、農業、公益性事業向け電気価格の安定性を保つとともに、市場取引電価格の上下変動幅はそれぞれ 10%と 15%を超えず、原則としてすべて 20%を上限にするよう要求し、エネルギー高消費産業に対しては上限を設けないとした。実際、既に湖南省、広西チワン族自治区、雲南省、内モンゴル自治区、広東省、浙江省(天然ガス火力発電)等の地域で工業向け電気価格の値上げを実施しており、今後、石炭価格と電気価格の連動メカニズムは全国に広まる見通しである。

Ⅲ. まとめ

中国は 2000 年以降、工業化の急速な進展により何度も電力制限が発生した。その背景としては基本的に電力需要の急増と石炭不足に伴う発電量の減少による需給逼迫が挙げられ、環境負荷軽減など政策的な要因もあった。今回発生した大規模な電力制限も同様に、年後半の工業生産増による電力需要拡大、国内における石炭価格の高騰と火力発電所の稼働減少、地方政府のダブルコントロールをはじめとする環境規制強化といった複数の要因が考えられる。電力制限のマクロ経済への影響について、当面はまだ電力制限の初期段階でもあり、その影響は主に原材料の物価上昇に反映されており、工業生産高への影響は短期的にはあるものの、長期的な GDP への影響を懸念することはまだ時期早々と思われる。

今後の見通しについては、**上記各施策は奏功すれば、全国範囲の電力制限はおおよそ年末まで一段落する可能性がある**。また、最新の情報として中国中央テレビ(CCTV)は、中国側の要請を受けて、アムール=黒河の国際送電ルートを経由し、10 月 1 日よりロシア(InterRAO 社)の対中国電力輸出量が過去の 2 倍にまで拡大する(輸出拡大規模は年末までに約 20 億 kWh)と報じた。これが事実であれば、東北地域の電力制

限は早期に解消できるとみられる。

しかし一方では、欧州を中心とした国際的なエネルギー危機が最近多く報じられているように、化石燃料の慢性的不足はますます顕在化する中、中国を含む主要国では今後もなお短期的な電力不足や同使用制限が発生するだろう。また、上述した通り、電気価格と石炭価格の連動メカニズムが必要とはいっても、一定の上限を超過すると、電力使用側の企業は重い負担を耐えずに集中的に債務不履行や倒産するというリスクも無視できない。そのため、今回の一時的な電力制限を乗り越えても、如何に中長期的に電力利用の安定性を保てるかがエネルギー政策の立案者、そして企業側に問われる大きな課題といえよう。

MUFG バンク(中国)
リサーチ&アドバイザリー部
李 博

君合の中国法

「個人情報保護法」下における従業員のプライバシー保護

新たな「個人情報保護法」が正式に 2021 年 11 月 1 日に施行される予定である。従業員の個人情報の合理的な使用と従業員のプライバシーの保護をいかに両立させるかという問題は、使用者にとって実務面において注目に値する。本稿においては、「個人情報保護法」下における従業員のプライバシー保護という観点から、関連するポイントを紹介する。

I. プライバシーとプライバシー保護

「民法典」第 1032 条の規定によれば、プライバシーとは自然人のプライベートな生活の安寧と他者に知られることを望まないプライベートな空間、プライベートな活動、プライベートな情報を指す。自然人はプライバシー権を有する。いかなる組織又は個人も、偵察、侵入、漏えい、公開等のかたちで他者のプライバシー権を侵害してはならない。「民法典」第 1033 条¹の規定によれば、法律に別段の定めがあり又は権利者が明確に同意した場合を除き、他者のプライベートな情報を取り扱う行為はいずれも他者のプライバシー権に対する侵害を構成する。

企業が労働者を使用する過程において、プライバシー問題は何らかのかたちで幾らか遭遇する可能性がある。例としては、使用者が何らかの必要性から従業員のプライベートな情報を取り扱い(例:従業員の健康情報を閲覧する)、又は内部のコンプライアンス調査において従業員の職場にある私物を置く空間から証拠を収集する等の状況が挙げられる。こういった状況下においては、「民法典」の関連規定によれば、企業は従業員の明確な同意を得なければならない。

II. プライバシーと個人情報

個人情報とプライバシーの概念は幾らか異なる。「個人情報保護法」第 4 条の規定によれば、個人情報とは電子的に又はその他のかたちで記録された既に識別され又は識別可能な自然人に関連する各種情報を指し、これには匿名化された情報は含まれない。この点においては、「民法典」第 1034 条にも類似する規定がある。即ち、個人情報とは電子的に又はその他のかたちで記録された単独で又はその他の情報と結び付くことで特定の自然人を識別する各種情報を指し、これには自然人の氏名、生年月日、身分証明書の番号、生体認証情報、住所、電話番号、電子メールアドレス、健康情報、行動履歴情報等が含まれる。個人情報権の侵害は、主に個人情報を不法に取り扱う(例:本人の同意を得ずに個人情報を取得、使用する)というかたちで行われ、プライバシー権の侵害は、主に個人の秘密を暴き(例:プライベートな活動を盗聴する)、又はプライベートな生活の安寧を崩すというかたちで行われる。即ち、個人情報権の骨子は個人情報の保護における自

¹第 1033 条

法律に別段の定めがあり又は権利者が明確に同意した場合を除き、いかなる組織又は個人も次に掲げる行為に及んではならない。

- (1) 電話、ショートメッセージ、インスタントメッセンジャー、電子メール、宣伝ビラ等のかたちで他者のプライベートな生活の安寧を崩す。
- (2) 他者の住居、ホテルの部屋等のプライベートな空間に進入し、撮影し、盗み見る。
- (3) 他者のプライベートな活動を撮影し、盗み見、盗聴する。
- (4) 他者の身体のプライベートな部位を撮影し、盗み見る。
- (5) 他者のプライベートな情報を取り扱う。
- (6) その他のかたちで他者のプライバシー権を侵害する。

己決定権であり、プライバシー権の骨子は個人の生活の安寧の保護と個人の秘密が公開されないように保護することである。

しかし、「民法典」第 1032 条及び「個人情報保護法」第 4 条の規定から分かるように、プライバシーと個人情報は**個人のプライベートな情報**という概念の下で交錯している(即ち、プライベートな情報は保護を受けるプライバシーに属するだけでなく、「個人情報保護法」の規制対象にも属する)。個人情報に含まれる個人のプライベートな情報とは、単独で又はその他の情報と結び付くことで特定の自然人を識別することができ、かつ個人本人が他者に知られることを望まない未公開情報を指す。以上の内容から分かるように、個人情報に含まれる個人のプライベートな情報は、プライバシー性(未公開、かつ本人が公開されることを望まない)と識別可能性(情報に基づいて個人を識別することができる)を兼ね備える。企業が労働者の使用を管理するシーンにおいてよく見かける個人情報に含まれる個人のプライベートな情報には、健康診断、病状等の健康系情報、婚姻情報、性的指向、個人の銀行口座情報、労働時間外の位置情報等が含まれる。

Ⅲ. 個人のプライベートな情報の保護における法律適用

何らかの情報が個人情報に属するだけでなく、プライバシー(個人のプライベートな情報)に属する場合、法律適用の面においていかに取り扱うべきか。「民法典」第 1034 条第 3 項の規定によれば、個人情報に含まれるプライベートな情報には、プライバシー権に関連する規定が適用される。規定されていない場合、個人情報の保護に関連する規定が適用される。この規定は、個人情報に含まれる個人のプライベートな情報の保護における法律適用のルールをほぼ明確にしている。即ち、プライバシー権のルールを優先的に適用しなければならないということである。企業による労働者の使用という観点から具体例を挙げると、使用者が個人情報に含まれる個人のプライベートな情報を取り扱う際、「個人情報保護法」第 13 条第(2)号の規定²(例:会社内部のヒューマンリソース管理の実施等を理由とする)を適用することにより、事前に従業員の同意を得る必要がなくなるか否かという問題については、「民法典」第 1034 条第 3 項の規定によれば、一定のリスクが存在する可能性がある。したがって、現時点、このリスクを回避するため、使用者は個人のプライベートな情報について従業員の同意取得を前提とすることを基本的な情報管理手段とし、慎重に取り扱うのが望ましい。

以上

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、BTMUC の見解を示すものではありません)

² 「個人情報保護法」第 13 条

次に掲げる状況のいずれかに合致する場合に限り、個人情報を取り扱う者は個人情報を取り扱うことができる。

(1) 個人の同意を得る。

(2) 個人を一方当事者とする契約を締結、履行するため、又は法に従って制定された労働規章制度と法に従って締結された労働協約を履行するために欠くことができない。

(3) 法定の職責又は法定の義務を履行するために欠くことができない。

(4) 不測な公共衛生事件に対応するため、又は緊急時に自然人の生命、健康及び財産の安全を確保するために欠くことができない。

(5) 公共利益のために報道、世論監督等を行うにあたり、合理的な範囲内で個人情報を取り扱う。

(6) 本法の規定に従って合理的な範囲内で個人が自ら公開し又は既に適法に公開されたその他の個人情報を取り扱う。

(7) 法律、行政法規に定めるその他の状況。

本法のその他の関連規定に従って個人情報を取り扱う場合、個人の同意を得なければならないが、前項第二号から第七号までに定める状況に合致する場合、個人の同意を得る必要はない。

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は、中国及び海外にオフィスを構える中国最大級の法律事務所であり、国際法律連盟（ILASA）によって連続で中国の最優秀法律事務所金賞に選ばれている。

謝均弁護士は、一橋大学大学院法学研究科の法学修士課程を修了した後、日本の法律事務所における勤務を経て、2015年5月に君合律師事務所に入所した。外商投資、再編撤退、労務管理、M&A等の分野において豊富な経験を蓄積している。



人事労務コンサルティング情報/中智上海

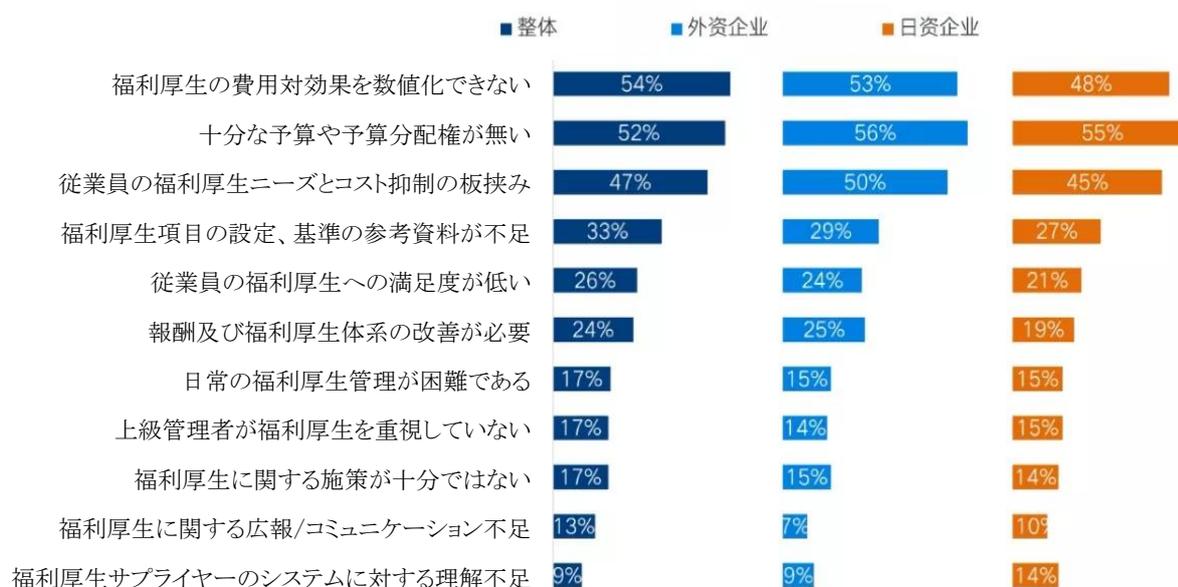
2021年日系企業における福利厚生マネジメント～

中智コンサルではこの度、「2021年日系企業における福利厚生マネジメント戦略及び福利厚生マネジメントの差異化についてのトレンド調査報告」を発表致しました。本日は当該調査報告の中から、注目のデータを共有させていただきます。

I. 日系企業の福利厚生マネジメントが直面する課題

調査によると、日系企業の福利厚生マネジメントにおける最大の課題として、「予算額や予算の分配権限が満足に与えられていない」との回答が最も多く、その割合は55%に達した。その他の課題としては、以下「福利厚生の費用対効果を数値化して評価できない」(48%)、「従業員の福利厚生ニーズとコスト抑制の板挟み」(45%)、「福利厚生項目の設定や基準において外部の参考資料が少ない」(27%)と続いた。

福利厚生管理において直面している当面の課題（企業性質別）

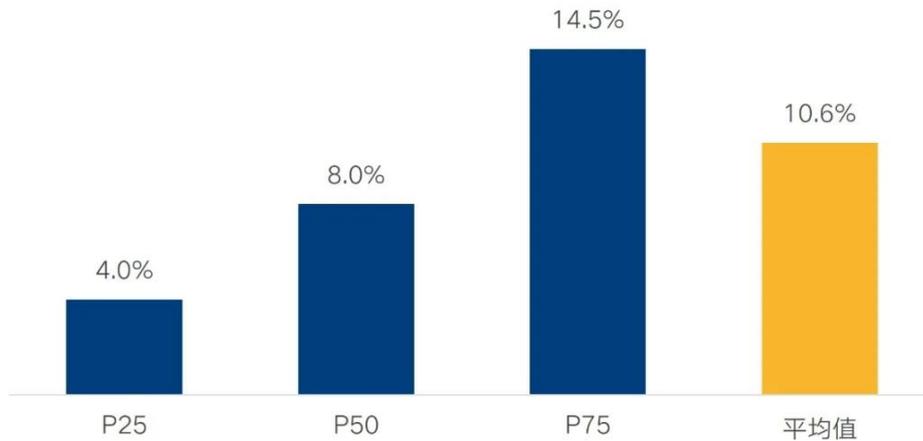


图片来源：中智咨询《2021年日资企业福利管理策略与差异化福利管理趋势调研报告》

II. 2021年 日系企業の従業員一人当たりの平均福利厚生コスト

調査によると、2021年における日系企業従業員の賃金報酬総額に対する福利厚生コストの割合は平均10.6%であることが判明した。また、全体のうち3/4の企業で賃金報酬総額に対する福利厚生コストの割合が14%以下となっており、14%を上回っているのは全体の1/4であった。

2021 年従業員福利厚生投入コストの賃金総額に対する割合

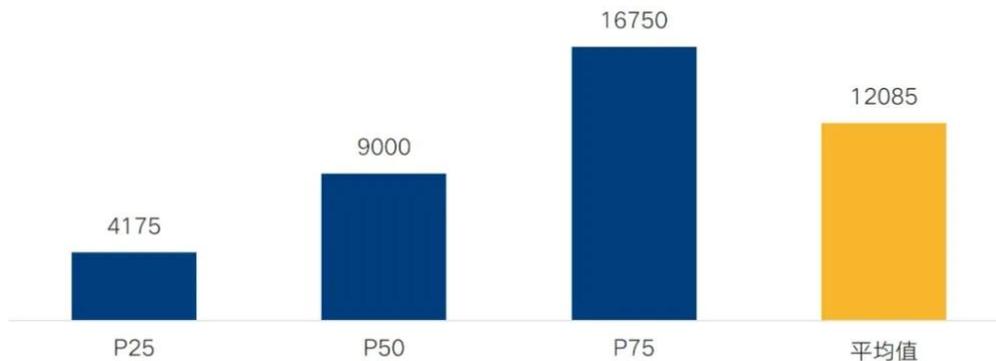


従業員福利厚生投入コストの賃金総額に対する割合＝福利厚生コスト/賃金、報酬総額×100%
賃金、報酬総額とは、時給や出来高、ボーナス、各種手当、時間外手当、特殊勤務手当を含む、一定期間内に従業員へ直接給付された労働報酬の総額を指す（福利厚生にかかる費用や教育訓練費、工会の経費や社会保険[養老年金、医療保険、失業保険、労災保険、生育保険]及び公共住宅積立金は、これに含めない）。

图片来源：中智咨询《2021年日资企业福利管理策略与差异化福利管理趋势调研报告》

福利厚生のレベルをみると、2021 年の日系企業全体の福利厚生コスト平均値は 12,085 元となっている。

2021 年従業員 1 人あたり福利厚生コスト（元/人/年）



説明：従業員福利厚生（いわゆる補充福利）には、養老保険、医療保険、失業保険、労災保険、生育保険、及び住宅積立金等の法定福利、従業員教育経費、工会費用は含まれない。

图片来源：中智咨询《2021年日资企业福利管理策略与差异化福利管理趋势调研报告》

Ⅲ. 今後 1-2 年間における日系企業の福利厚生の動向

今後 1-2 年間における日系企業の福利厚生の動向調査では、日系企業の 23%が今後福利厚生を手厚くすると回答した一方、48%の日系企業が今後 1-2 年間福利厚生に特別に資金を投入する予定はないと回答した。

また、今後 1-2 年間に福利厚生を手厚くすると回答した日系企業のうち、具体的な福利厚生の計画を立てていると回答した企業の割合が 85%に上った。日系企業が最も優先的に投資・増設している福利厚生項目は研修教育と飲食に関する福利厚生で、それぞれ全体の 30%、25%の企業がこれらの項目を優先している。

Ⅳ. 日系企業の注目度が高い福利厚生項目

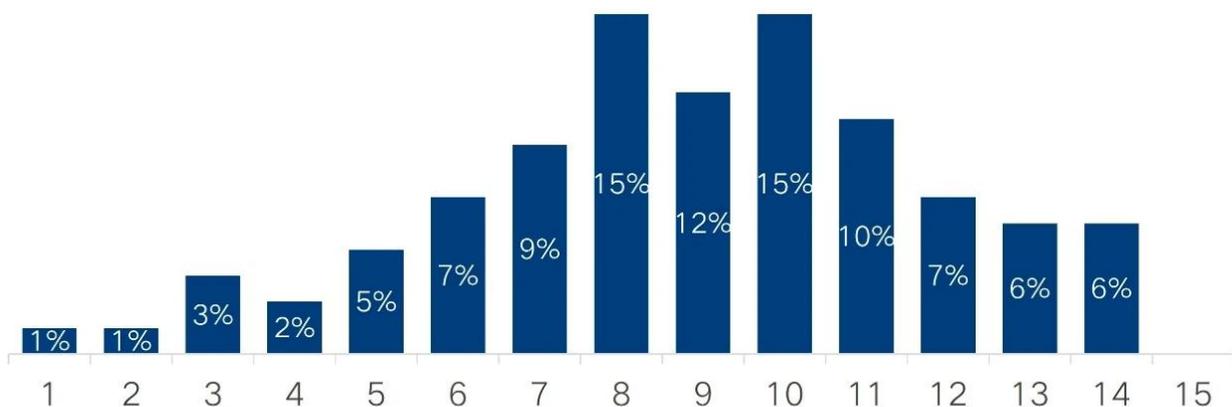
調査に協力した日系企業において最も注目度が高かったのは健康に関する福利厚生で、92%もの日系企業が健康に関する福利厚生を従業員へ提供していた。

この他、日系企業でよく提供されている福利厚生は、年末年始に関する福利(81%)、休暇に関する福利(74%)、商業保険への加入(72%)、交通手当(71%)、慰問福利(67%)となっている。

また、調査では従業員へ10種類以上の福利厚生を提供している日系企業の割合が全体の44%に上っており、多くの日系企業が豊富な福利厚生項目を従業員へ提供している。

日系企業が実施する福利厚生管理項目数の分布

日资企业福利管理项目实施数量分布



图片来源：中智咨询《2021年日资企业福利管理策略与差异化福利管理趋势调研报告》

中智上海经济技术合作有限公司 中智日本企业俱乐部・智樱会

グローバルにリードする人的資源総合サービスサプライヤーである中智は1987年、中央政府管理下の国有重点骨干企业として設立されました。中智では現在、世界500強企業239社傘下の1057社や中国500強企業148社傘下の611社を含む全世界の企業9.22万社の企業やそこで勤めている226万人以上の中堅、上級技術者や管理者及び従業員への人的資源の専門的サービスを提供しています。日系企業向けのサービスには中智日企俱乐部・智樱会・中智日本サービスセンター・HR法務センターがあり、人事労務法務最新情報発信及びコンサル、人事アウトソーシング、日系企業の交流会等を提供しています。

規制動向

国务院常务会议 平穩な経済発展を保つため、電力や石炭の供給を手配

発表日:2021年10月8日

会議では、最近一部の地域で電力制限が発生し、通常の経済活動や民生に影響を与えていると指摘した。今後エネルギー供給を強化する措置を取り入れる。詳細は下記のとおり。

- 1) 国民生活を優先事項とし、発電・暖房用石炭を確保。増産可能な炭鉱の生産能力を可能な限り早期に開放し増産させる。
- 2) 石炭を熱源とする火力発電企業による電力供給の増加を支援、または税軽減の政策を実施する。金融機関には、石炭購入など合理的な資金調達ニーズがある石炭を熱源とする火力発電企業に支援するように推奨する。
- 3) 電気料金の変動範囲を従来の10%以下、15%以下という基準から一律20%以下に調整する。高エネルギー消費産業は、変動上限20%の対象外とする。地方政府には、中小企業の電力使用に関する優遇政策を実施するように推奨する。
- 4) 砂漠地域での大規模風力・太陽光発電基地の建設を推進する。
- 5) 「両高(高エネ消費、高汚染排出)」プロジェクトの盲目的な発展を制限し、または地域のエネルギー消費の双控(エネルギー消費強度の低減と、消費総量コントロールの二重制御)メカニズムを改善する。一定期間内において、新規の再生エネルギー消費をエネルギー消費の総量に計上されないことを推進する。
- 6) 各地域には管理責任を徹底させ、秩序のある電力管理を維持させる。地方政府が炭素削減のために生産制限または「大規模運動のような」炭素削減は是正すべきである。エネルギー供給責任の不履行の地方政府に対して、重大な責任と問う。

国家発展改革委経済運営調節局 「この冬から来年の春までのエネルギー確保」をテーマとする記者会見

発表日:2021年9月29日

本記者会見は主に下記のトピックスを中心に展開。以下一部抜粋。

1) 冬季のエネルギー供給の確保に関する措置

エネルギー供給資源を増加させるために、石炭の輸入と国内天然ガスの生産を増加させる。「両高(高エネ消費、高汚染排出)」プロジェクトによる合理性のないエネルギー需要を断固として制限する。

2) 冬季の電力供給の確保について

重要な電力グリッドプロジェクトの建設を加速させ、またはクリーンエネルギーの利用を促進する。

価格政策によって発電コストをコントロールし、電力需給やコストの変動を合理的に発電コストに反映させる。

民生と重要な電気使用者による電力使用を徹底的に保護する。関連情報の透明化を図り、企業が電力制限を受ける使用規模や電力制限の実施条件を十分に理解させる。電力制限を行う場合においても決して停電させてはならない。

3) 今後の電力需給状況及び保障措置

国内の電力負荷はこれから徐々に上昇すると予測され、また中国の石炭消費量が予想以上に増加することにより、供給が需要に追い付かない可能性もある。今後は石炭の生産量や輸入量を更に増加させ、備蓄資源や社会在庫の活用などの手段を駆使して、石炭の供給を確保させる。

天津市カーボンピークアウト・カーボンニュートラル促進条例

番号:天津市人民代表大会常務委員会 公告第八十二号

発表日:2021 年 9 月 27 日

実施日:2021 年 11 月 1 日

本条例は全国初となる「カーボンピークアウト・カーボンニュートラルの実現」を目的とする地方性の法律である。2021 年 11 月 1 日より実施する。以下一部抜粋。

- ・カーボンピークアウト・カーボンニュートラル目標の達成状況を市・区政府の関連部署及び責任者の評価項目とし、達成状況を定期的に公開する。
- ・工業関連企業による石炭の使用を厳しく管理し、または石炭の代替熱源の活用やその他イノベーションによって、石炭消費総量を継続的に削減する。
- ・市において、高エネルギー消費、高炭素排出プロジェクトへの認可を厳格化し、鉄鋼、セメント、板ガラス、石油精製、電解アルミニウムなどの新たな増産計画を禁止する。
- ・市及び区の人民政府は資金を調達し、カーボンピークアウト・カーボンニュートラル関連業務に補助金等の形式で支援する。
- ・関連の法的責任

1. 重点排出企業が炭素排出割当枠の超過部分を一部または全額買わなかった場合、前月の炭素取引市場の平均取引価格の 5~10 倍の罰金が科せられる。是正を拒否した場合、生産停止を命じて、当企業翌年の炭素排出割当枠を同額減少する。

2. 重点排出企業が以下のいずれかの行為を犯した場合、市生態環境部より是正を命じ、2~20 万元以下の罰金を科すものとする。是正を拒否した場合、生産停止を命ずる。

(一) 基準に準拠した温室効果ガス排出計算・監視システムを確立していない場合

(二) 基準に準拠した温室効果ガス排出報告書を作成せず、または報告しなかった場合

(三) 基準に準拠した温室効果ガス排出報告書関連の元データと管理台帳を保存していない場合

3. 生産者が自社製品のエネルギー消費制限基準を超えるエネルギーを使用した場合、一定期間内での是正を命じる。状況が深刻であり、一定期間内では是正せずまたは是正要件通りに改善できなかった場合は、業務停止または工場閉鎖するよう命じられる。

建設会社が建物の省エネルギー基準に違反した場合、20~50 万元の罰金が科せられる。

コラム

2021 IQVIA 医薬業界サミット@ 上海(9 月 16 日)

ヘルスケアコンサル、医薬品データベンダーIQVIA は中国医薬品業界をテーマとしてフォーラムを開催。

IQVIA アナリストコメントの概要:

中国医薬品業界は 2020 年コロナ影響を受け、前年比で 7.9%減となって 1.43 兆元になったが、米国に次いで、世界第二位の市場として 2025 年まで CAGR4.8%のスピードで成長見込み。

近年、公立病院 VBP(集中購買)の施行、NRDL(国家医保薬品リスト)更新頻度増加、新薬上市(スピード承認)・NRDL への速やかな反映といった政策が打ち出されているが、柱は「薬価削減」と「新薬研究開発への奨励」の二つ。政策に加え、ローカルメーカーの技術力向上と開発スピードによる競合が激化。上述の政策と競争環境を見据え、外資企業は、中国患者特殊の疾患ニーズに応じて開発の現地化、有力なローカル企業と提携製品の買収、非コア病院外市場(社区卫生センター、薬局、EC とインターネット病院等)の開拓という取組強化が求められているとの分析がなされた。

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 10 月)

- MUFG BK 中国月報 第 187 号(2021 年 10 月)

「データセキュリティ法」を読み解く

https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1385_ext_02_0.pdf

トランザクションバンキング部

- ニュースフォーカス 2021 年第 10 号

深圳前海・横琴における最新改革開放政策

https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1389_ext_02_0.pdf

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性がります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214